

IV. 台湾「犯罪被害者保護協会」視察報告

目 次

1. はじめに

視察調査の目的、視察調査参加者、視察行程

2. 法務部保護司訪問

(財) 犯罪被害者保護協会と保護司第5科の活動について

- 1) 法規定（犯罪被害人保護法）
- 2) 施設・スタッフ、活動
- 3) 法務部保護司（保護局）が担当部局とされた理由

3. 保護協会台北辦事處訪問

(財) 犯罪被害者保護協会台北支所の活動について
職員、ボランティアの募集と研修、保護活動

4. 保護協会板橋辦事處訪問

「訪視慰問」の実践、ボランティアの体験、感想等

5. 犯罪被害者保護協会（総会）訪問

- 1) 施設・スタッフ
- 2) 予算（本部、各支所）
- 3) 統計資料より
 - ① (財) 犯罪被害者保護協会の主要経費の分配
 - ② (財) 犯罪被害者保護協会の心理補導活動予算
 - ③ (財) 犯罪被害者保護協会のボランティア登録人員

6. 要 約

7. おわりに

【添付資料】

1. はじめに

1) 視察調査の目的

台湾においては、1998年に成立した「犯罪被害者保護法」により、犯罪被害者補償制度が創設されるとともに、犯罪被害者への直接的支援を目的とする「財団法人犯罪被害者保護協会」が設立された。この「保護協会」は、政府機関と密接な関係を持ちながら、犯罪被害者に対する直接的な支援や、経済的支援を行っていると伝えられている。

全国被害者支援ネットワークは、我が国において警察の支援を受けて発展してきたボランティアベースの民間被害者援助組織で、現在傘下に27都道府県の28組織を擁するが、財政基盤の脆弱な組織が多く、被害者への直接的支援を充実して行く上で、困難に直面している。本調査の目的は、台湾において実現した新たな犯罪被害者支援事業の実態を視察し、我が国における犯罪被害者支援の推進のために参考とすべき点を、実地に学ぶことにある。

2) 視察調査参加者

視察調査参加者は、現時点では、全国被害者支援ネットワークの役員4人である。

山上 皓	東京医科歯科大学難治疾患研究所教授（犯罪精神医学）	会長
富田信穂	常磐大学教授（刑事法学、被害者学）	副会長
蔭山英順	名古屋大学教授（臨床心理学）	副会長
野田美和	全国被害者支援ネットワーク	事務局長

3) 視察行程

2002年12月11日（水）	東京発	台北着
12日（木）	9:00	法務省保護局
	10:00	保護協会台北辦事處
	14:30	保護協会板橋辦事處
13日（金）	10:00	保護協会（總會）
12月14日（土）	台北発	東京着

4) 調査協力

中華民國法務部保護司（法務省保護局）
（財）犯罪被害人保護協会
許啓義 国家檔案管理局 組長

2. 法務部保護司訪問

12月12日（木）9：00 法務部保護司（法務省保護局）を訪問
朱坤茂（局長代理）及び膨洪麗（第5科長）より説明を受ける。

（財）犯罪被害者保護協会と保護司第5科の活動について

1) 法規定

【犯罪被害人保護法】

台湾においては、1998年5月27日に「犯罪被害人保護法」が公布された。この法律は、主として、「金銭補償」、「訴訟による救済」および「保護活動」の三部門より構成される。当初は、諸外国に遅れをとっていた犯罪被害給付制度の創設を目指すものであったが、立法論議の過程でアメリカの被害者支援の実状を視察した、ある政治家の提言により、被害者援助組織としての「（財）犯罪被害者保護協会」の設立に関する規定が入れられた。法務部の作成した「犯罪被害人保護法中日英文本」によれば、「犯罪被害者保護法」第29条、第30条には、以下のような規定がある。

第29条 被害者またはその遺族の生活を立て直すため、法務部は内政部と協同で、犯罪被害者保護機関を設置しなければならない。犯罪被害保護機関は財団法人とし、法務部の指導監督を受ける。設立と右記前には法務部の許可が必要であり、その組織、業務内容及び管理規則については、この法律によるほか、設立の準則により定める。犯罪被害者保護機関に関する費用は次のものを以て、これにあてる。

- ① 法務部及び内政部の予算
- ② 私人または団体の寄付

第30条 犯罪被害者保護機関は、マンパワー、資力及び実際のニーズに応じて、次に掲げる業務に従事することとする。

- ① 緊急の身体、精神医療及び適切な場所への配置についての協力
- ② 捜査、裁判中及び裁判後の協力
- ③ 補償、社会救助及び民事求償などの申請への協力
- ④ 犯罪行為者または法律によって賠償責任を負うべき者の調査についての協力
- ⑤ 安全保護の協力
- ⑥ 身体的、精神的治療及び生活の立て直しへの協力
- ⑦ 被害者保護の広報
- ⑧ その他の協力

これらの規定に基づき、各検察庁所在地21カ所に、「（財）犯罪被害者保護協会」が設置された。

本法の対象とされる犯罪被害者とは、故意または過失による犯罪行為によって死亡した者の遺族、または重傷害を受けた者である。

(本法の対象とされない被害者の保護)

- ・交通事故の被害者の補償については、強制保険制度により対応される。
- ・性犯罪被害者については、内務部（警察）が対応する。関連法規として、性犯罪防止法と、性犯罪被害者保護法がある。

2) 施設・スタッフ・活動

- ・全国の保護観察所に併設される形で、21の被害者保護協会（支所）が設立され、1998年10月1日から活動を始めている。
- ・保護協会理事長：それぞれの保護協会の理事長は、その地方の検事長が兼務している。（保護協会総会の理事長には、台湾高等検察庁検事長が着任。）
- ・スタッフ：常勤スタッフは専任が1名、保護観察所から派遣されているスタッフが数名、他に数十人のボランティアスタッフがいる。
- ・補償金の給付以外の保護事業については、政府の力では不足なので、民間ボランティアの力を借りている。

【補償金給付】

- ・補償項目としては、医療費（最高額で40万円）、葬儀費用（最高額で30万円）、労働力喪失および生活費増額分補償（最高額で100万）、訴訟費用扶助がなされる。
- ・重傷被害者には、生活費が支給される。
- ・臨時補償金：緊急補償の必要ある場合には、臨時応急補償金として、40万円を支給することが出来る。
- ・補償金の財源：法務省予算と、民間からの寄付金に加え、犯罪者の刑務所における作業労作金の25%と、犯罪者が犯罪行為によって得た利益の没収分を、あてている。

【補償活動実績】

- ・1998年10月1日から2002年6月までの、犯罪被害者補償金申請件数は、3,132件である。このうち、被害者が他の損害賠償金を受け取っていたり、保護法施行前の事件であったりするなどの事情により、却下ないし取り下げとなったものが1,361件であった。
- ・その間の実際の補償認定件数は、999件で、補償人数は1,504人、補償金額合計は、5億1,522万円、毎年の平均補償金額は約1億3,739万円である。

【法務省（保護局第5科）の補償活動以外の活動】

- ・犯罪被害者保護のネットワークを利用し、被害者の必要とする各種の保護サービスを提供する。
- ・被害の予防と被害者への保護意識を高めるためのキャンペーン活動を行う。
- ・犯罪被害者保護ハンドブック等、広報小冊子を作成し、検察庁、警察、省、県、市等に配布する。（25万部ほど）

- ・慎重かつ厳格にボランティアの人選を行い、(財)犯罪被害者保護協会を監督し、各種支援活動の充実を図る。
- ・(財)犯罪被害者保護協会および関連する救済センターのために予算を組み、経費補助等の支出業務を行わせる。
- ・各種事業の実施に際しては、中華民国交通事故救済協会、中華民国仏教青年会、カトリック教誨師協会等、関連民間団体と協力関係を保っている。

3) 法務省保護局が担当部局とされた理由

- ・法務省には、司法保護の一部として被害者補償制度をつくらうとする発想が、以前からあった。従来の法制度が、加害者の権利を守り、その更生にも多額の予算を投入しているのに、被害者側が無視されているのは、公平を欠くという見方があった。そこで、
- ・被害者保護法案が作られた時点で、司法保護の対象を広げ、
 - 犯罪者は保護観察で、
 - 被害者には保護を、
 として、バランスをとるのが、保護局の施策として適切であると見なされた。
- ・台湾では、制度上、検察官の権力が強く(刑事訴訟法の規定により、捜査の中心となるのは検察で、警察は検事長の指揮下に置かれる)、法務省の担当とした方が事を運びやすいという利点もある。
- ・保護対象事例の把握は、法務省の要請により検察庁で把握して内閣府に報告するものと、内閣府が各省庁に命じて報告させることで把握するものがあり、両省の協力による。
- ・性犯罪被害者の保護を内務省が担当することになったのは、内務省が福祉と防犯にもともと関係が深いことと、議員が動いたことによる。(台湾には、再犯のおそれのある性犯罪者については、性犯罪防止センターに連絡して監視する制度がある。)
- ・性犯罪防止のためのミーガン法類似の法制定についても、法務省および内務省において考慮中である。

なお、この日の説明のため、法務省保護局第5科長によって作成された資料「日本犯罪被害人支援ネットワーク協会訪問団来訪座談資料」の要点を、冨田信穂教授の協力により翻訳したものを、後に「資料A」として添付する。

3. 保護協会台北辦事處訪問 12日(木) 10:00

(財) 犯罪被害者保護協会台北支所の活動について

1) 職員

- ・台北の地方検察庁内(保護観察所の隣)に一室を有し、主任を含め4人のスタッフがいます。
- ・専任の職員は1名のみで、他の3名は保護観察所より派遣されている。
- ・兼任と専任の役割分担は、
 - 兼任の3人は、事務所の管理、総務、検察との連絡、等が主で、
 - 専任のスタッフ(1名)は被害者保護の仕事(給与は3万元、国家公務員給与より少し高い程度)
 - 実際の保護活動は、ボランティアが実施している。

2) ボランティア募集・研修等

- ・ボランティアが30人ほど登録され、協力して活動している。
- ・ボランティアへの経済的補償は、一切無い。交通費も支払わない。被害者宅訪問時の交通費も、支給していない。
- ・ボランティア研修は、3段階がある。
 - 第1段階——16時間の研修 週日(月～金)のいずれか2日間で実施
 - 第2段階—— 同上 同上
 - 第3段階—— 同上 同上
- ・ボランティアの募集： 保護局、法務省の関係者等を通じて探すことが多い。
- ・志望動機(ボランティアAさんの場合)： 友人の紹介で、ボランティアとなった。理由は、やりがいがある仕事だから。実際にやってみて、人生が豊かになると感じている。

3) ボランティアによる保護活動

- ・対象は死亡と重傷害事件で、検察庁が介入し、補償の資格があれば事務的に調査を進める。主任の指示により、早ければ、事件の翌日か、2～3日目にボランティアが被害者またはその家族、あるいは遺族のもとを訪ね、必要に応じて支援を行う。
- ・初回訪問の際に、派遣されるボランティアが、被害者について13項目をチェックして、本部に報告、必要な支援につなぐ。報告書はソーシャルワーカーが管理する。
- ・訪問の実践(ボランティアBさんの場合)：印象に残るのは、お爺さんが交通死したケース。被害者保護法があつてよかった。訪問したとき、意義深い仕事をしていると感じた。これまで、宗教関係で奉仕活動をしたこともあるが、それよりもっと意義深いと感じている。

4. 保護協会板橋辦事處訪問 12月12日 14:30

主任観察官・ボランティア隊長の許さんが、管轄している。

事件後間もない時点で実施されている直接的支援である「訪視慰問」の実践について説明を受け、これに従事しているボランティアおよび専任職員より事情を聞いた。訪問時に作成する「訪問記録」と保護申請書（および関連資料）等の書類一式の写しを、「資料B」として、後に添付する。

【質疑】

- ・ 被害者保護の活動を通じて、難しいと感じていることは？
 - 被害者に対する、捜査や司法手続きに関する情報提供が、難しい。起訴前の捜査段階では、被害者保護のことは事務所で出来るが、捜査のことは検事の仕事。被害者に対して説明が出来ず、被害者には不満が残る。
- ・ 主任として、苦勞していることは？
 - カウンセリングを担当してくれる外部の人の手配をどうするか。
 - 問題は、事務所側が「個人カウンセリング」や「グループカウンセリング」、「自助グループ活動」を支援しても、被害者がこれを受け入れない。1回しか来ないことが多い。続けて来られない。こちらは意欲が強いのに、被害者が応じてくれないのが悩みである。
- ・ ボランティアとして、難しいと感じていることは？
 - (許さん)
 - 一つには、被害者への補償金が少ないこと。不満を言われるけれど、どうしようもない。
 - もう一つは、被害者から見て、裁判の判決に不満がある。
 - (Aさん)
 - 私自身、10年前に主人を交通事故で亡くした。家庭訪問をするとき、つい思い出して、泣いたりしてしまうことがある。
 - (Bさん)
 - 被害者との信頼関係を作るのが難しい。司法に対して不満を持つ被害者が多い。
 - 被害者の悲観に対して、何もしてやれない。
 - (Cさん)
 - 司法手続きが遅いとか、不満を言われることがある。

5. 犯罪被害者保護協会（総会）訪問 13日（金） 10:00

質疑（被害者保護協会の経費、統計当について）

1）（財）被害者保護協会本部の施設とスタッフ

- ・施設：更生保護協会に併設、その一室を使う。
- ・スタッフの採用：二人は、更生保護協会からの出向、一人は、大学卒業後に直接採用
- ・スタッフの職務：本部スタッフは、直接、支援活動に加わることはない。

【主任（専任職員）】

（採用方法）

- ・検事長の責任で採用する。
- ・採用方法は各支部によって違う。募集試験によったり、知人の紹介によることもある。

（採用資格）

- ・専任職員の採用条件として、次のいずれかの要件を満たすことが求められる。
 - ①大学の学部卒であること（実際には、法学部卒と福祉大卒が半々くらい）
 - ②社会福祉あるいは司法行政に1年以上勤務経験を有すること
 - ③公務員試験を通ること
 - ④幹事補佐（ボランティア組織の副幹事）を5年以上務めること
- ・実際の採用は、大学卒と、社会福祉関係からとで、半々くらい
- ・（ボランティアは、2年ぐらいで辞める人が多い。熱心ではない人も。（主任の感想））

2）（財）被害者保護協会の予算

- ・被害者保護協会の予算、経費の配分、監督等は、保護協会が担当する。
- ・法務省からの予算 1,500万元程度(2001年度)、人件費に使ってもよい。使い道がかなり自由なお金。
- ・内務省からの予算 1,200万元程度(2001年度)、必ず支援活動に使うよう、使い道を限定。

【家賃】

- ・本部は、保護局の一室を、無料で使用。
- ・支部は、検察庁の一部、無料で使用

【各支部の予算】

- ・各支部の年間予算：台北支部97万元、板橋支部91万元、台中支部102万元、高尾支部106万元、・・・少ないところで50万元くらい。これには、人件費は含まれていない。（1元は、約3.44円）
- ・予算については、企画書、報告書を、年度ごとに法務省に提出する。
- ・研修費：21支部で、年間予算180万元

- ・キャンペーン活動費：保護局の活動の一環として行われ、法務省も資金を出す。法務省から全国の関係官庁への働きかける。全国の支部からも、それぞれに、関係機関への働きかけが行われる。
- ・被害者保護協会所属団体以外の被害者支援組織への補助：関連予算は大部分が保護協会所属組織に来るが、第5科の裁量で、一部の他団体にも補助が行われることがある。

3) 統計資料より

【統計資料1】

(財) 犯罪被害者保護協会の主要経費の分配

例を2001年度(1月～12月)にとる。

(ちなみに、同年度サービス提供の対象事案数(被害者実人員)は、総計2,926人、サービス提供対象延べ人員は、総計12,777人であった。)

保護費用総額(2001年度) 総額 10,067,316 円

サービス項目別保護経費	対象(人)	金額(円)	経費(%)
(1) 被害者の保護(避難)、収容	10	0	0.00
(2) 医療費(本人負担分)	29	294,526	2.93
(3) 法律補助	1,626	660	0.01
(4) 申請補償	1,198	0	0.00
(5) 社会救助(緊急の生活補助、つなぎ融資)	257	1,150	0.01
(6) 調査協力(加害者調査等)	231	4,106	0.04
(7) 安全保護	21	0	0.00
(8) 心理補導	897	740,219	7.35
(9) 生活再建(就学、急な転職、就職)	1,280	3,102,210	30.81
(10) 信託管理	6	0	0.00
(11) 緊急資助	618	3,131,680	31.11
(12) 出具保証書	29	0	0.00
(13) 訪視慰問	2,444	2,792,155	27.73
(14) 電話相談(調査・回答)	2,643	0	0.00
(15) その他のサービス	1,486	610	0.01
合計	12,777	10,067,316	100.00

- ・上記保護サービス各項目の内容については、1998年に制定された「加強犯罪被害人保護方案」に詳しい記載がある。これによれば、性犯罪被害者に対しては緊急保護施設を設立すること、医療については、病院、医師、看護師等との連携をとるべきこと、心理補導については精神医療機関および心理衛生機構等に、法律補助については弁護士会や大学の法律サービスサークル等に、それぞれ協力を求めるべきことなどが、記

されている。

- ・ 1999年4月の被害者保護法施行後、2002年10月までの間に、サービス対象とされた延べ人員は、総計42,063人で、その保護に要した費用の総額は30,322,828元である。

【統計資料2】

心理補導活動予算（2002年度）

21団体に年間で995,981元を配分した。

グループセッション、被害者遺族の会の開催（経費 各地区団体別内訳）

全国で621人の被害者が、延べ47回の会に参加

（参加延べ人員は、約1751人）

1セッションには、平均20人程度の被害者が参加（最少で18人、最多で80人）

（グループセッションの経費）

- ・ カウンセラーへの謝金と、会場費が主

- ・ 1回開くのに2-3万円を計上

 カウンセラーは、大学教官に依頼することが多い。

 心理カウンセラーで、1時間600元、

 ソーシャルワーカーで1時間500元

【統計資料3】

ボランティア登録人員

- ・ 21支部に総計484人が登録、他に団体登録が28団体ある。

- ・ 1支部平均20-30人（最少で9人、最多で39人）

 うち、3支部は、個人登録の他に、幾つかの団体を登録している。

- ・ 性別：男性284人、女性200人

- ・ 職業別：

公務員	71人
-----	-----

教員	23人
----	-----

商人	146人
----	------

農業	7人
----	----

宗教	4人
----	----

6. 要 約（台湾の（財）犯罪被害者保護協会の現状）

1）（財）犯罪被害者保護協会の法的根拠

台湾における被害者支援の歴史は浅いが、1998年に施行された「犯罪被害者保護法」を契機として目覚ましい進歩を遂げた。同法は、第29条において、法務省に内務省との共同で犯罪被害者保護機関（財団法人）を設置することを義務づけ、これに内務省と法務省の予算をあてることとしている。

犯罪被害者保護機関（財団法人）の業務は同法第30条に規定されているが、事件後早期の緊急の支援から、捜査より裁判後に到るまでの司法過程における支援、補償請求や損害賠償訴訟提起への協力、安全保護への協力、精神的回復や生活再建に向けての支援など、被害者のニーズに応じた幅広い支援が目指されるべきとされている。

2）（財）犯罪被害者保護協会の機構（法務省との関係）

法務省は、これらの規定に基づき、法務省保護局内に被害者保護担当の第5科を設置し、また、台湾高等検察庁検事長を理事長とする犯罪被害者保護協会を設置して、犯罪被害者被害者事業の推進を図っている。犯罪被害者保護協会は、台湾の全21行政区に、保護観察所に併置する形で、犯罪被害者保護協会の支所を作っている（理事長は各地検の検事長が就任）。

保護局第5科は、被害者保護の充実を図る諸施策を講ずるとともに、犯罪被害者保護協会のための予算を組み、保護協会本部を監督してその活動を促進する役割を担っている。各地の犯罪被害者保護協会には3-4人の常勤スタッフがいるが、通常、被害者への支援に直接関わるのは主任一人である。他の職員は保護観察所からの出向によるものが多く、彼らは補償金の給付や、依頼に基づく調査、会計、広報企画等、事務的な業務を担当している。

3）（財）犯罪被害者保護協会による被害者支援の現状

犯罪被害者に対する支援活動は、常勤職員である「主任」を中心とする、数十人のボランティアスタッフによって行われている。

事件後間もない時点での、ボランティアによる、犯罪被害者の家庭への訪問が積極的に行われており、これがその後の支援のニーズ発掘につながることも多い（補償金給付の申請や、法律上の支援の申請等）。

保護費用の中で、額の多い費目は、生活再建資金、緊急援助資金、被害者慰問の3つで、いずれも年間で300万元程度に達する。

心理的サポートにも積極的に取り組んでおり、年額約100万元が使われているが、その多くは外部の講師への謝金とされている。カウンセリングやグループワークは、外部の専門家に頼っている。

ボランティアの研修経費として、各支部に年総額180万円が配布されており、定期的に研修が行われ、水準向上の努力がなされている。

4) 幾つかの利点と課題

【民間援助組織と行政機構との関係】

(財)犯罪被害者保護協会の最大の特色は、法務省の保護行政の仕組みにしっかりと組み込まれている点である。このことは、必要な予算を獲得する上でも、また、被害者の権利回復のための活動を推進する上でも、大きな利点となっている。

しかし、行政との距離があまりに近いことが、職員とボランティアの意識や行動を制約し、被害者が行政に不満を抱いたときなどには適切な対応が困難となっているように見える。ボランティアや支援担当職員が、被害者の立場に身を置いて感じ、考え、行動することが大きく制約されるとすれば、被害者支援の将来にとって望ましいことではないであろう。

【人材育成の必要性】

また、主任を含め、犯罪被害者の心理と援助について十分な知識や経験を持っている人が少なく、被害者支援のための人材がまだ十分に育っていないと感じさせられるところもあった。歴史が浅く、十分な準備なしに制度が発足して活動が開始されたという事情によるのであろうが、恵まれた制度、組織を生かすため、人材育成が急務と感じられた。

【被害者支援サービスとしての人権擁護】

被害者支援サービスの内容を見ると、被害者の損害賠償訴訟への支援や、裁判後の加害者についての情報提供などの面で、被害者の人権を強く擁護しようとする姿勢が伺われる。制度上、法務省が加害者と被害者双方の人権擁護に責任と権限を有することが、国としてのバランスのとれた対応を容易にしているように感じられた。

7. おわりに

我が国における民間組織による被害者支援は、これまで、警察庁の取り組みに支えられる形で発展し、被害者支援ネットワーク加盟組織も30都道府県に及ぶまでになったが、未だ国の財政的支援が得られず、活動の展開に困難を来している組織も多い。

台湾においては、法務省に警察庁が協力する形で、犯罪被害者支援サービスの充実が図られてきた。我が国でも、警察庁に法務省が協力する形で、その充実を図ることはできないものであろうか。被害者支援は、本来、国全体の責任で取り組むべきものであろう。台湾の被害者支援の現状を視察して、あらためてその感を強くした。

謝辞: 稿を終えるにあたり、本視察報告に多大なご協力をいただいた、中華民国法務部保護司と、(財)犯罪被害人保護協会の施茂林理事長はじめ皆様、及び国家檔案管理局の許啓義組長に、あらためて、こころより深く感謝申し上げます。(山上 皓)

法務部保護司（法務省保護局）にて



犯罪被害者保護協会板橋事務所

犯罪被害者保護協会の全国キャンペーン使用ベスト



犯罪被害者保護協会本部にて



犯罪被害者保護協会の施茂林理事長（右から6人目）とその関係者による歓迎会
国家檔案管理局の許敬義組長（左から2人目）

